

平成29年度 第4回江東区外部評価委員会

平成29年7月21日（金）午前9時30分
江東区役所 7階 第71会議室

《 会 議 次 第 》

1. 開会
2. 施策16「安心できる消費者生活の実現」ヒアリング
— 休憩（5分程度） —
3. 施策20「文化の彩り豊かな地域づくり」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

【配付資料】

- ・ 委員名簿
- ・ 出席職員名簿（施策16・20）
- ・ 席次表（施策16・20）
- ・ 施策実現に関する指標に係る現状値の推移（施策16・20）
- ・ 事業概要一覧（施策16・20）
- ・ 施策評価シート（施策16・20）
- ・ 行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策16・20）

平成29年度外部評価委員会委員名簿(A班)

氏名	所属	分野
よしたけ ひろみち ◎ 吉武 博通	公立大学法人首都大学東京理事 筑波大学名誉教授	経営管理論 大学経営論
うえだ みどり 植田 みどり	国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官	教育 福祉
みやざわ まさやす 宮澤 正泰	習志野市会計管理者	公会計 行政全般

◎ : A班班長

第4回江東区外部評価委員会（A班ヒアリング③） 出席職員名簿

平成29年7月21日開催

【施策16】

	職名	氏名
◎	地域振興部長	大塚善彦
○	地域振興部 経済課長	老川和宏
	地域振興部 経済課 消費者センター所長	西澤高明

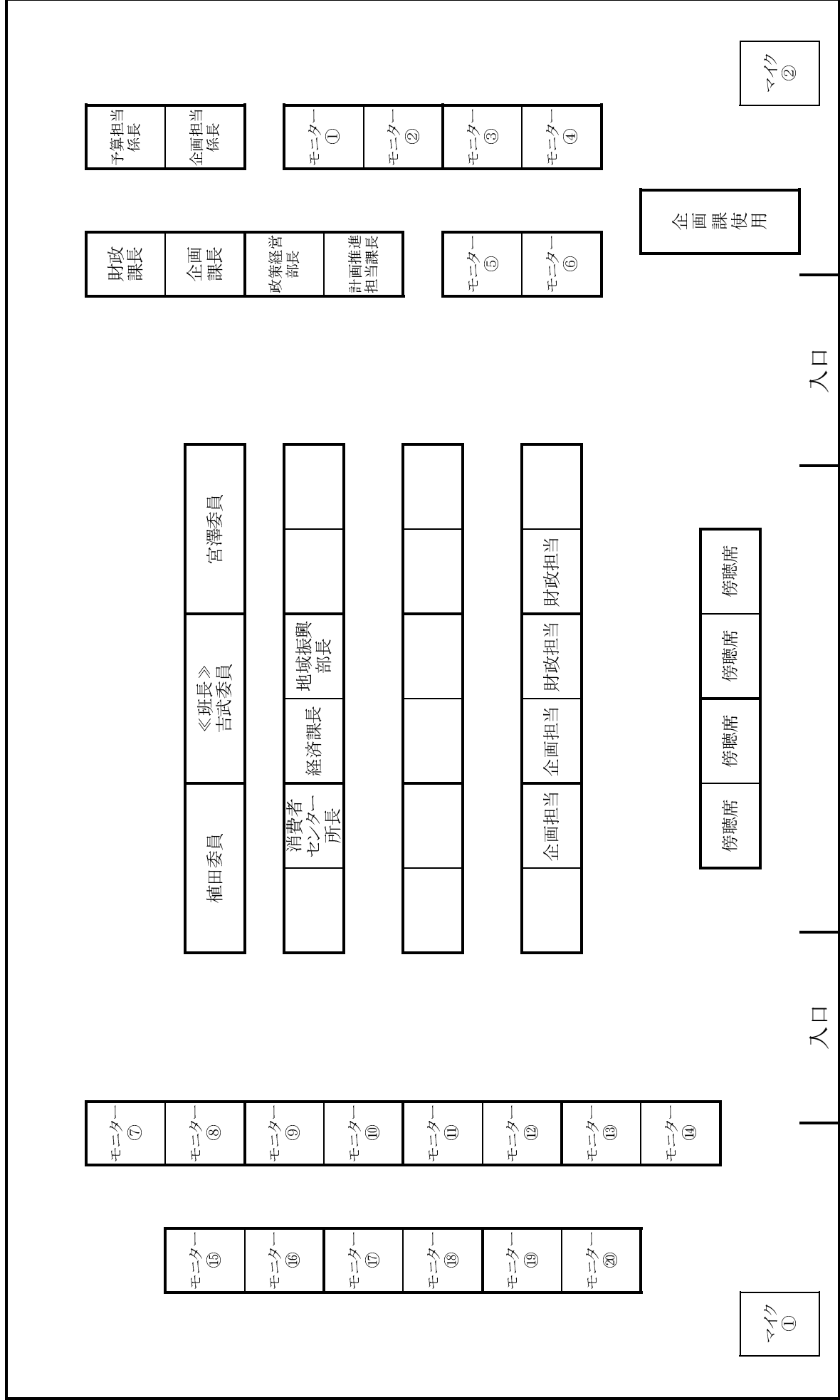
◎は主管部長、○は主管課長

【事務局】

	職名	氏名
—	政策経営部長	押田文子
—	政策経営部 企画課長	炭谷元章
—	政策経営部 財政課長	岩瀬亮太
—	政策経営部 計画推進担当課長	日野幸男

〔席次表〕 施策16

平成29年7月21日(金)
江東区役所7階 第71会議室



施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成22～26年度）

※平成22～26年度の現状値は、長期計画（後期）策定時（平成27年3月）に判明していた数値

	長期計画（後期）における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値（26年度）	達成状況	目標値（31年度）	数値取得方法	指標担当課
			58	消費者相談窓口を知っている区民の割合	34.0	32.7	33.8	30.1	34.1%	65%	50%	区民アンケート
施策 16	59 消費生活相談件数	○	—	—	2,529	—	—	—	—	—	業務取得	経済課
	60 消費生活相談の解決・助言の割合	○	—	—	70.26%	—	—	—	—	7.2%	業務取得	経済課
	61 消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数	○	—	—	610	—	—	—	—	650人	業務取得	経済課

事業概要一覧 (平成29年度 施策別)

※は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

実施の取組	事業名称	29年度 予算額 (千円)	28年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
03	市民の力で築く元気な輝くまち	9,115,658	11,699,495	△ 22.1%		
06	健全で活力ある地域産業の育成	1,111,482	1,208,338	△ 8.0%		
16	安心できる消費者生活の実現	29,724	33,583	△ 11.5%		
	1601消費者情報の提供の充実	6,941	7,270	△ 4.5%		
	1 消費者展事業	1,539	1,665	△ 7.6%	維持	区と消費者団体連絡協議会が共催で実施。 消費者団体、生活関連企業等の協力を得て、パネル・見本品の展示、消費者相談員による消費者相談等を実施。
	2 消費者講座事業	1,274	1,274	0.0%	維持	消費者問題をテーマとした消費者講座及び若者・高齢者等を対象に各施設や団体に講師を派遣する出前講座の開催。 講座数:12講座
	3 消費者情報提供事業	2,868	3,016	△ 4.9%	維持	消費生活に必要な知識の普及を図るための情報提供。 「消費者センターだより」の発行:発行回数 年1回、発行部数 30万2,000部 「江東区の消費者行政」の発行:発行回数 年1回、発行部数 300部
	4 消費者団体育成事業	1,260	1,315	△ 4.2%	維持	江東区消費者団体連絡協議会に対する活動費助成。 助成額:126万円
	1602消費者保護体制の充実	22,783	26,313	△ 13.4%		
	1 消費者相談事業	21,197	21,192	0.0%	維持	商品の購入、契約トラブル等の消費生活に関する相談。 実施場所:パルンティ江東2階消費者センター 月～金曜日(第2・4月曜日は除く。ただし月曜日が休みの週の土曜日は実施)
	2 消費者センター管理運営事業	1,586	1,680	△ 5.6%	維持	施設の管理及び消費者保護等に係る事務。 消費者教育の推進を図るため「江東区消費者教育推進委員会」を開催。
	3 計量器事前調査事業	0	154	皆減	廃止(隔年実施)	
◆	消費者センター改修事業	0	3,287	皆減	廃止(事業終了)	

施策 16 安心できる消費者生活の実現	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
	関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	高度化・複雑化した消費生活に関する被害から消費者を守ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月 特定商取引法改正(訪問購入の追加) 平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布 平成24年8月 消費者基本法改正 平成24年8月 消費者安全法改正(消費者安全調査委員会の設置) 平成24年10月 金融商品取引法改正 平成25年6月 食品表示法公布 平成25年12月 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律公布 平成25年12月 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律公布 平成28年4月 改正消費者安全法施行(消費者センターの設置・役割等について法定化) 平成28年4月 江東区消費者センター条例を全部改正(消費者安全法改正に基づき規定) 平成29年5月 改正個人情報保護法施行(対象企業拡大、罰則規定) 平成29年6月 改正消費者契約法施行(契約取消・契約条項の無効を規定) 	<ul style="list-style-type: none"> 悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化していくので、関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていかない。 通信網の発達や情報通信機器の利便性向上及び小型化等により端末機器等の普及が拡大することに伴い、金融経済知識や社会的経験に乏しい学生や未成年等の若者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化し、消費者被害が増加していく。 高齢者の増加に伴い、高齢者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化して消費者被害が増加していく。 食については放射能の問題だけではなく、食品表示について消費者の関心が高まることに伴い、不安心理や不信感が継続する。 化粧品による消費者被害は、外見ばかりではなく心理面への影響も大きく、不安が増加して行く。 インターネットによる購入や取引の増加に伴い、国内だけでなく海外の悪質事業者による被害が増加して行く。 上記の状況が予想されることから、消費者教育への区民ニーズがますます高まっていく。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するための区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
58 消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	34.1	35.4	33.5				50	経済課
59 消費生活相談件数	件	2,529 (25年度)	2,975	2,926				—	経済課
60 消費生活相談の解決・助言の割合	%	70.26 (25年度)	66.18	62.30				72	経済課
61 消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数	人	610 (25年度)	332	236				650	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標59: 2,701、指標60: 69.9、指標61: 557

5 施策コストの状況				
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	73,752千円	64,620千円	68,403千円	0千円
事業費	33,583千円	28,285千円	29,724千円	
人件費	40,169千円	36,335千円	38,679千円	

6 一次評価<<主管部長による評価>>
(1) 施策実現に関する指標の進展状況
<p>【指標58】認知度は微減である。消費者展の開催や区民まつりへの出展、消費者センターだよりの発行などでPRを実施している。新たな広報活動やPRイベントとともに、未来の消費者であることも達や若者を対象に消費者教育の取り組みを推進することも必要である。</p> <p>【指標59】人口増加や相談内容の多様化等により、消費生活相談件数は、前年比は微減だが近年増加傾向にある。</p> <p>【指標60】解決・助言の割合は微減である。相談内容の複雑化や多様化等により的確に対応するため、弁護士とのアドバイザー契約や消費者相談員の研修参加を継続していく。</p> <p>【指標61】区主催の当該セミナー等の開催は、区内の団体等から依頼を受け実施しているが、その依頼件数の減少ともない、参加者数も減少している。しかし、都や関係団体も同様のセミナーを実施しており、それら関係団体等と協力・連携しながら、消費者被害の予防に取り組んでいる。</p>
(2) 施策における現状と課題
<p>◆生活基盤の一つである食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、化粧品による深刻な健康被害を伴う事件、一向に減る気配の無い個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費者の関心が高まっている。◆その一方で、消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に認知されていないという現状は否めない。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際に、消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースや、自責の念による諦めが悪質事業者の放置に繋がるケースが少なくない。</p>
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆区民に対する消費者情報の迅速で的確な提供の実現を図るために、ホームページを活用し、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。◆相談事例や相談方法を明確で分かりやすく紹介した「消費者センターだより」を江東区報別冊として全戸配布し、消費者行政の浸透を図り、さらにタイムリーな話題を発信して行くために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。◆消費者センターの周知と相談窓口の利用促進のため、ホームページや広報紙での周知と併せて、出前講座事業のPRを行い、若年層や高齢層などの世代別に特化したタイムリーな情報を教育施設や高齢者施設等で発信する。◆産地偽装や不正表示の問題でさらに増大した、食の安全・安心に対する不安を解消するための取り組みや、日用品による健康被害が発生した際の被害回復、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にし、迅速で正確な情報提供に努める。◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け設置した消費者教育推進委員会において、消費者問題の課題と対応を協議し、各世代を対象とした消費者教育や金融教育に積極的に取り組んでいく。消費者相談員が各施設等へ出向き、各世代に特化した消費者被害事例を説明し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。◆複雑化・多様化する消費者相談に対し、迅速かつ適切な解決方法を提示するために、必要な専門知識・技能の取得を向上させるとともに、他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流ができる研修に参加することにより、消費者相談員の資質向上に繋げていく。◆施設改修を機に、改めて消費者センターをPRすることにより、認知度を高め、消費者被害防止につながるイベントや講座等を東京都など関係機関と連携し、実施する。</p>

施策 16	安心できる消費者生活の実現	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・消費者相談窓口の認知度向上に引き続き取り組み、区民へ迅速かつ適切な解決策を提示できるよう努める。【地域振興部】
- ・関係機関との連携強化を図り、啓発等、消費者被害の未然防止に向けて取り組む。【地域振興部】
- ・消費者情報の提供及び消費者教育については、各事業の必要性・有効性について検討した上で、関係機関や民間企業等との連携を密にし、効果的に実施する。【地域振興部】

＜参考＞ 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・消費者相談窓口の認知度向上に引き続き取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、常に区民へ迅速かつ適切な解決策を提示できるよう努める。【地域振興部】
- ・消費者情報の提供及び消費者教育については、各事業の必要性・有効性について検討した上で、関係機関や民間企業等との連携を密にし、効果的に実施する。【地域振興部】

これまでの取り組み状況		
① 消費者相談窓口の認知度向上		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者展を区と区消費者団体連絡協議会の共催で実施し、パネル・見本品の展示、消費者相談を行う。28年度は、落語で学ぶ消費者被害防止の取り組みとして、「出前寄席」を初めて実施(東京都との連携事業)。 ・区民まつりでは「消費者相談・消費者クイズ」のブースを設け、PRに努めている。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	消費者講座	
② 区民への迅速かつ適切な解決策の提示		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談の複雑化に伴い、法律家の見解を求めてから回答する案件も増えているため、弁護士とアドバイザー契約を結び助言を得ている。 ・消費者相談員5名の専門性向上のため、契約弁護士と年4回事例検討会を実施しているほか、国民生活センター主催の研修に年1回参加している。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
③ 関係機関との連携強化、消費者被害の未然防止の取り組み		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・区民向け広報紙として「消費者センターだより」を年1回、全戸配布している。また区報に年6回、最新の消費者トラブル事例解説のコラムを掲載するほか、区ホームページで消費者トラブル最新事例を紹介している。 ・消費者相談員が学校や高齢者施設等に出張し、講義や啓発を行う「出前講座」を実施している。また、高齢者の消費者被害未然防止を目的としたイベントを、東京都、東京都生活協同組合連合会等と共催で実施予定である。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
④ 消費者情報の提供や消費者教育について、関係機関等と連携を密にした効果的な実施		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の充実を図るため、平成27年3月に消費者教育推進委員会を設置。弁護士、警察、消費者団体、消費者相談員、公募区民、区教育委員会等を委員とし、消費者教育の取り組みに関する意見交換等を行っている。 ・金融や保険関係団体等から講師を招き、消費者教育推進委員会の意見や講座参加者のアンケートを参考に、多様なテーマの消費者講座を実施している。 ・平成28年度から、子どもを対象とした消費者教育の重要性に着目し、新たに「親子消費者講座・見学会」を開始した。初年度は「日本銀行本店」、「花王(株)東京工場」にて現地での見学会及び講座を実施した。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	消費者講座	生鮮食品学習事業(平成27年度末廃止)

第4回江東区外部評価委員会（A班ヒアリング③） 出席職員名簿

平成29年7月21日開催

【施策20】

	職 名	氏 名
◎	地域振興部長	大 塚 善 彦
○	地域振興部 文化観光課長	伊 藤 裕 之
	文化コミュニティ財団 管理課長	西 谷 淳
	文化コミュニティ財団 文化センター管理事務所長	松 村 浩 士
	地域振興部 文化観光課 観光推進係長	椎 木 英 彦
	地域振興部 文化観光課 文化財係長	轟 章 成
	文化コミュニティ財団 管理課 管理係長	加 藤 眞 一
	文化コミュニティ財団 文化センター管理事務所次長	山 崎 利 樹
	江東公会堂管理事務所 次長	早 川 正 悟

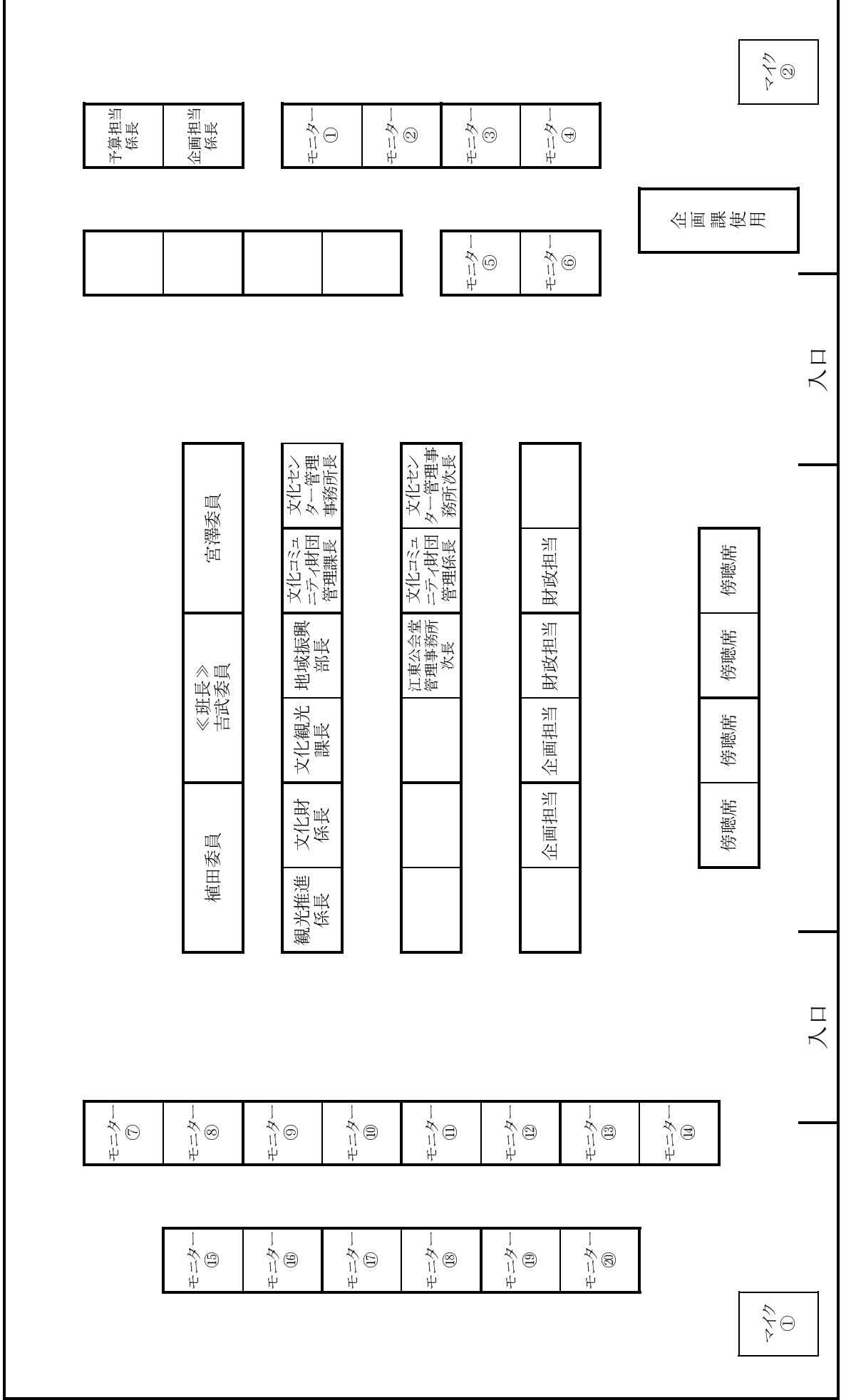
◎は主管部長、○は主管課長

【事務局】

	職 名	氏 名
—	政策経営部長	押 田 文 子
—	政策経営部 企画課長	炭 谷 元 章
—	政策経営部 財政課長	岩 瀬 亮 太
—	政策経営部 計画推進担当課長	日 野 幸 男

〔席次表〕 施策20

平成29年7月21日(金)
江東区役所7階 第71会議室



施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成22～26年度）

※平成22～26年度の現状値は、長期計画（後期）策定時（平成27年3月）に判明していた数値

	長期計画（後期）における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値（26年度）	達成状況	目標値（31年度）	数値取得方法	指標担当課
			75	文化財や伝統文化が保存・活用されていると 思う区民の割合	40.2	39.7	42.5	40.1	39.3%	50%	区民アンケート	文化観光課
76	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	52.1	53.0	57.8	54.5	53.9%	65%	区民アンケート	文化観光課			
77	芸術文化活動団体の施設利用件数	69,413	67,681	59,896	59,680	—	66,000件	業務取得	文化観光課			
78	街かどアーティストの登録団体数	—	—	—	69	69組	80組	業務取得	文化観光課			

事業概要一覧 (平成29年度 施策別)

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

実施の網	取す施 りる施 策の網	事務事業名称	29年度 予算額 (千円)	28年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
03	◆	市民の方で築く元気に輝くまち	9,115,658	11,699,495	△ 22.1%		
08	◆	地域文化の活用と観光振興	836,848	1,339,062	△ 37.5%		
20	◆	文化の彩り豊かな地域づくり	670,381	1,185,838	△ 43.5%		
		2001 伝統文化の保存と継承	314,424	371,091	△ 15.3%		
		1 文化財保護事業	34,984	32,909	6.3%	維持	文化財保護に関する啓発・推進活動及び文化財の調査研究。
		2 文化財公開事業	12,636	13,322	△ 5.1%	維持	旧大石家住宅をはじめとする有形・無形文化財及び民俗芸能の継承及び公開。
		3 文化財講習会事業	931	874	6.5%	維持	江東区の歴史や文化財に対する理解を深めるため、各種講習会を開催。
		4 郷土資料刊行事業	2,246	899	149.8%	維持	江東区の歴史・文化財に関する各種調査本の出版や情報誌の刊行。
		5 文化財保護推進協力員活動事業	1,201	1,178	2.0%	維持	地域において文化財保護活動を行うための活動支援。
		◆ 6 旧大石家住宅改修事業	0	24,616	皆減	廃止(単年度)	
		7 歴史文化施設管理運営事業	262,426	248,617	5.6%	レベルアップ	芭蕉記念館、深川江戸資料館及び中川船番所資料館の管理、資料等の展示及び俳句大会、伝統芸能・工芸展等の開催。 29年度は、伝統工芸の魅力発信を充実させるため、森下文化センター内の工匠館(吉番館)を、より集客力のある深川江戸資料館へ移設。
		◆ 8 中川船番所資料館改修事業	0	48,676	皆減	廃止(事業終了)	
		2002 芸術文化活動への支援と啓発	355,957	814,747	△ 56.3%		
		1 江東公会堂管理運営事業	355,957	339,850	4.7%	維持	施設の管理及び舞台芸術の開催、芸術文化の普及、アマチュアへの支援。
		◆ 2 江東公会堂改修事業	0	474,897	皆減	廃止(事業終了)	

施策 20 文化の彩り豊かな地域づくり	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
	関係部長(課)	地域振興部長(文化コミュニティ財団)

1 施策が目指す江東区の姿
区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財保護推進協力員との協働及び伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
②芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
③新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・地域のつながりや世代間の交流が薄れてきたことにより、区民が地域の歴史や伝統文化を知る機会が減少し、自分が住む地域の歴史・文化を知りたい欲求が高まっている。また、転入者も、自分が暮らした江東区の歴史などについてもっと知りたいという方が増えている。 ・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や芸術文化活動などに参加したいという要望が高まっている。 ・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に起きている。	・本区の歴史文化資産は区民の貴重な財産であり、後世にわたり守られていかねばならない。加えて、こうした歴史文化資産の公開の場を増やすなど、観光や地域の活性化に結びつく活用が求められていく。 ・区民の誰もが身近に地域の文化や伝統に触れることができる機会の一層の充実が求められる。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、江東区を訪れる国内外からの観光客等に、江東区の歴史や文化を発信していくことが求められる。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
75 文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	39.3	42.0	42.0				50	文化観光課
76 この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	53.9	54.1	55.3				65	文化観光課
77 芸術文化活動団体の施設利用件数	件	59,680 (26年度)	63,044	65,508				66,000	文化観光課
78 街かどアーティストの登録団体数	組	69	69	75				80	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標77: 62,296

5 施策コストの状況				
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	1,226,006千円	1,098,635千円	712,986千円	0千円
事業費	1,185,838千円	1,062,300千円	670,381千円	
人件費	40,168千円	36,335千円	42,605千円	

6 一次評価≪主管部長による評価≫
(1) 施策実現に関する指標の進展状況
【指標75】本区の文化財や伝統文化の保存と活用について、区民の関心度はほぼ横ばいで推移している。今後も「文化財保護推進協力員」や民間ボランティアなどと連携し、文化財保護の普及・啓発等に努めるとともに、民族芸能・伝統工芸の継承や伝承者の育成を図るため、保存会と連携し新たな公開の場の確保に努めていく。また、歴史や伝統文化に関する情報発信拠点でもある歴史三館については、地域ニーズ等に合致した弾力的な施設運営、効果的なPR活動などにより、来館者数を伸ばしてきたが、さらなる効率性・採算性の向上を目指す。 【指標76】一般区民を対象に、こどもから高齢者まで楽しめる多様なジャンルの公演の提供を行っており、この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合は若干増加している。今後は、SNS等のインターネットツールを活用したPRを展開するなど、情報発信を強化していく。 【指標77】成果発表会など、区内アマチュア芸術活動団体の成果を発表する場の提供や、共催・協力事業などを実施し、芸術文化活動団体の施設利用件数は増加している。共催・協力事業を引き続き実施していくとともに、新たな成果発表の場など、団体の活動意欲を向上させるための施策を検討していく。 【指標78】区内各所のイベントに、認定したアーティストを派遣し、身近に芸術に親しむ機会と地域の活性化を図っている。アーティストの認定は2年ごとに行っており、平成28年度に認定を受けたアーティストの登録団体数は増加している。
(2) 施策における現状と課題
◆昭和55年の文化財保護条例制定以来、平成28年度末現在の江東区登録文化財の件数は1,058件であり、これらのうち無形文化財である民俗芸能や伝統工芸分野では、後継(継承)者の育成が喫緊の課題となっている。そのため、まず民俗芸能・伝統工芸の技術を広く区民に披露する機会を設けることが必要である。また、文化財の保護活動は行政のみで行うには限界があり、6名の文化財専門員を中心に、文化財保護推進協力員や民間ボランティアなどと協同し取り組んでいるが、適切に文化財を継承していくためには、文化財保護に必要な人材をさらに確保・育成し、区民との協働体制をより強化していくことが必要である。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多様なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。新たな地域文化の創造については、「江東のくすみ」と称される「くすみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い文化芸術を芸術提携団体に限らず、区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆地域文化施設及び歴史文化施設については、観光拠点である深川東京モダン館や亀戸梅屋敷、地域と連携し、対外的に認知度を高めていく取り組みを行う必要がある。
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
◆文化財を次世代に継承するために、関係する各団体と連携し、技術披露の新たな機会を創出し、多くの区民に本区の歴史や伝統文化に対する理解を深め、区民の文化財保護の意識の醸成を図る。◆地域の文化財保護活動のリーダーである「文化財保護推進協力員」を養成する講習会を充実させ、地域に根ざした文化財保護活動のより一層の推進を図る。◆歴史三館においては採算性・効率性はもとより、地域団体等との連携を強化し、地域に愛される施設運営を目指す。また、「奥の細道」サミットや「俳句」ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会の加盟自治体等との活動を通して「俳句」や「芭蕉庵」をはじめ歴史文化資産の魅力を全国に発信していく。◆区内アーティスト及び東京シティ・バレエ団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団芸術提携2団体等との連携を強化し、次世代の芸術の担い手を育てるため、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団の合同公演を実施する。区内小学校を芸術提携2団体のアーティストが出張訪問し演奏するアウトリーチコンサートなどジュニア事業を拡充する。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、バレエとオーケストラという他にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化「江東真夏のレイクエム」などをアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。◆平成27年度に新たにオープンした豊洲文化センターのホールを活かし、区民参加型ミュージカルの公演を実施するなど、新しい地域文化を創造していく。◆東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、地域文化施設、併設記念館及び歴史文化施設のほか、深川東京モダン館、亀戸梅屋敷及び旧中川・川の駅と連携し、日本の伝統文化を発信する事業を展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。

施策 20	文化の彩り豊かな地域づくり	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	地域振興部長(文化コミュニティ財団)

平成28年度 行政評価(二次評価)結果

<p>・文化財や伝統文化の保存・支援について、他分野の施策と連携を図りながら、一層のPR及び活用に努める。【地域振興部】</p> <p>・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に努めるとともに、その積極的なPRや区民ニーズの把握に取り組み、より多くの区民の参加を促す方策を検討する。【地域振興部】</p> <p>・個々の歴史文化関連施設について、効果的なPR活動を展開するとともに、利用実態を分析し、さらなる効率性・採算性の向上策を検討する。【地域振興部】</p>
--

<参考> 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

<p>・文化財や伝統文化の保存・支援について、他分野の施策と連携を図りながら、一層のPR及び活用に努める。【地域振興部】</p> <p>・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に努めるとともに、その積極的なPRに取り組み、より多くの区民の参加を促す方策を検討する。【地域振興部】</p> <p>・個々の歴史文化関連施設について、効果的なPR活動を展開するとともに、利用実態を分析し、さらなる効率性・採算性の向上策を検討する。【地域振興部】</p>

これまでの取り組み状況					
① 文化財や伝統文化等の保存・支援と他施策との連携等について					
取組み	<p>・本区が実施する2年間の養成講習会を経て委嘱を受けた「文化財保護推進協力員」や民間ボランティア団体等とともに、1,000件を超える文化財の調査・保存活動を行うとともに、民俗芸能大会・伝統芸展等を通じ本区の伝統芸能・工芸技術を区民へ広く公開していくことで、伝統文化の周知や伝承者の育成を図っている。</p> <p>・平成28年度は主に児童を対象とした「夏休み職人の技体験」、「小学校社会科授業への講師派遣」(施策8連携事業)及び職人の後継者(弟子)に光をあてた「受け継がれる職人の技」を新たに実施した。旧大石家住宅では「七夕おはなし会」(施策6連携事業)及び「茅葺屋根の改修工事」を実施したが、その際、都内では珍しい葺き替え工事を区民に見てもらえるよう、見学用足場を設置し一般公開を行い好評を得た。</p> <p>・所蔵する歴史資料や古い町並み写真等を積極的に外部提供(貸出)することや、民間イベント主催者に伝統芸能を紹介するといった積極的なPRを行うことで、歴史資料の活用に努めている。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財公開事業 旧大石家住宅改修事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	文化財公開事業 旧大石家住宅改修事業	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
文化財公開事業 旧大石家住宅改修事業					
② 本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携し、地域文化の育成、積極的なPRや多くの区民の参加を促す方策					
取組み	<p>・地域住民、区内アマチュア芸術活動団体及び自主グループ団体等の協力、参加のもとに各文化センター祭りを行っているほか、少年少女合唱団、ジュニアバレエ、ジュニアオーケストラ、江東こども文化祭といった次世代の育成も図っている。また、区内各所のイベントに財団が認定したアーティストを派遣し、身近に芸術に親しむ機会の提供と地域の活性化を図っている。</p> <p>・区民が主体となった芸術活動団体が行う公演活動を、文化コミュニティ財団の「協力事業」に位置づけ、施設利用料金の減額や財団情報紙、HPへの掲載といった支援を行っている。また、「楽器の公開レッスン」では、芸術提携団体のプロの演奏家が初心者から経験者まで幅広く指導を行っている。</p> <p>・財団情報紙「カルチャーナビKOTO」、ティアラ友の会情報紙「ティアラペーパー」及びネット会員向け「メールマガジン」を発行するほか、平成28年度は財団のHPリニューアルを行った。さらに、フェイスブックの活用によるリアルタイムな情報提供を行い、区内アマチュア芸術活動団体の活動を積極的にPRしている。</p> <p>・多くの区民の参加を促す方策として、0歳から入場可能なコンサートを実施し、子育て中のファミリーが周囲に気兼ねなく参加できるような取り組みを行っているほか、こどもから高齢者まで、誰もが鑑賞できる様々なジャンルの舞台芸術を提供している。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域文化施設管理運営事業 江東公会堂管理運営事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	地域文化施設管理運営事業 江東公会堂管理運営事業	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
地域文化施設管理運営事業 江東公会堂管理運営事業					
③ 歴史文化施設の効果的なPR活動及び効率性・採算性の向上について					
取組み	<p>・各施設とも利用者ニーズの把握、地域団体等との連携事業の展開、夜間特別開館や地域イベントへの時間外開放といった弾力的な施設運営等を通じて、来館者の増加に努めており、5年前と比較して約20%増を達成している。</p> <p>・所蔵資料等の有償貸出を積極的に行い、各メディアへの掲載を進めることで、収入の確保とともに施設のPRに努めている。また、外国人来館者が年々増加しており、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、より一層の外国人観光客増が見込まれることから、多言語に対応したリーフレットの充実を進めている。</p> <p>・財団HPをリニューアルし、多言語翻訳機能を組み込むことで外国人来館者への対策を図った。</p> <p>・平成28年度は、本区が松尾芭蕉ゆかりの地であることにちなんで、「奥の細道」サミット関係自治体等とともに、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーコース誘致のための署名活動を行った。</p> <p>・新たに発足した「俳句」ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会の加盟自治体等と連携し、本区の歴史資源を全国に発信していく。</p> <p>・施設利用者数増と収入増を目的として、中川船番所資料館に新たに有料貸出の会議室を設置した。(平成29年4月から貸出開始)</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史文化施設管理運営事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	歴史文化施設管理運営事業	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
歴史文化施設管理運営事業					